

「共和政」の政治家としてのカエサル

比佐 篤

Abstract

Julius Caesar was Roman military and political leader in the 1st century B.C. In many cases, Caesar is regarded as a revolutionary politician who played a critical role in the transformation of the Roman Republic into the Roman Empire. However, in the course of his career, Caesar followed the same path of other Roman politicians. For example, the age he assumed some magistrate's status was similar to that of other politicians. Caesar and his relatives were married into other noble families in order to work their way up in politics. But this was the customary practice among Roman nobles. His consulate terms in Gaul were prolonged for 10 years. While this is admittedly a very long term, it had already been a pattern in the 3rd century, and there were officers who served long terms in the 1st century. Additionally, organization of his legions in Gaul was similar to Pompey's legion organization in the East Mediterranean in 60's. As observed above, Caesar worked his way up in politics in the same manner as other Roman republican politicians.

Keywords : カエサル, 共和政ローマ, 政治活動, 軍事活動, 選挙

はじめに

C. ユリウス = カエサル C. Iulius Caesar は、前1世紀に政界や戦場にて活躍し、Cn. ポンペイウス = マグヌス Cn. Pompeius Magnus や M. リキニウス = クラッス M. Licinius Crassus と共に結んだ第1回三頭政治を経て、単独支配者の地位に就いたものの、暗殺されてしまった¹⁾。改めて述べるまでもなく、共和政期のみならず、古代ローマを通じて最も有名な人物であろう。

彼の類い希なる足跡は、どれだけ時代を経ても数多くの人間に関心を抱かせ続けているため、歴史学以外の分野での著作や小論、随筆も枚挙に遑がない²⁾。それらの諸作品では、カエサルをリーダーシップの備わった英雄的存在と讃えたり、逆に独裁者として非難することが珍しくない。ローマ史家によってもカエサルについての研究は数多く行われてきたが³⁾、それらにもカエサルを歴史に残る偉人と見なす立場から考察する傾向が窺えることは、20世紀前半からすでに指摘されている⁴⁾。

こうした動向へ積極的に疑問を呈したのが、H. シュトラスブルガーである。彼は、後代のギリシア・ローマ人によるカエサルに関する記述には、カエサルの業績や逸話を過大に評価する傾向が見られると指摘する。そして、同時代人からすれば、状況に応じて行動した政治家の1

人とみなされていたにすぎず、非難の対象となることさえもあったと主張した⁵⁾。これに対して、カエサルの伝記的著作を発表していた M. ゲルツァーは、シュトラスブルガーの見解に理解を示しつつも、カエサルは国家運営のヴィジョンという点において、当時の政治家たちよりも優れた視野を備えていた、と評した⁶⁾。

両者の議論は特に新たな展開をみることはなかったものの、これ以後の研究者たちは、たとえカエサルの才覚や識見を評価しても、大政治家として理想化するのではなく、同時代の混乱した政界のなかで活動したひとりの政治家として捉える傾向が強くなる⁷⁾。ただし、こうした動向に基づく近年の研究の多くは、第1回三頭政治以後から独裁者となり暗殺されるまで、つまりすでに地位を確立してからのカエサルを主たる考察対象としている。ローマの政体は、カエサルの独裁を経て、その後の混乱を勝ち抜いたオクタウィアヌスにより元首政へと移行したのだから、それは当然でもある。

けれども、支配者としてのカエサルの政策や理念を追究するには、彼が政界で地位を築くまでの過程がいかなるものであったのかを抑える必要もあろう。これに関しては、カエサルの具体的な経歴や活動はすでに明らかにされている。だが、管見の限り、現在に至るまで見落とされている点がある。それは、カエサルの経歴を、同時代のみならず、さらに遡った時代の政界の状況から捉え直すという視点である。

共和政下の体制は、前3世紀半ばから前2世紀初頭にその形をほぼ整え、以後は大きな改革が行われることなく、共和政末期へと至っている⁸⁾。確かに、グラックス兄弟の改革や同盟市戦争、マリウスとスラのローマ進軍など、ローマは内外が大きく揺らぐ諸事件を経験している。にもかかわらず、民会での選挙を経て就任した公職者が内政や戦争を担当し、元老院が政略と戦略の方向性を決定づけるという原則そのものは変化しているわけではない。となれば、後に支配者として革命的な行動を為したカエサルは、それ以前からすでに伝統を打ち破るような活躍をした結果として、比類なき地位へと到達しえたのか、についても十分に検討すべきである⁹⁾。

そこで本稿では、単独支配者へ就く以前のカエサルの経歴や政治活動を、共和政下における他の政治家と比較してみたい。これにより、カエサルが地位を確立した過程は、当時の一般的な政治家と異なっていたのかが明らかになるであろう。

1. 政界におけるカエサルの台頭

まず、カエサルの公職就任の履歴について確認したい。20代にあたる前70年代には、幾度か東方での軍事活動に参加している。そして前69年には、31歳でクァエストル *quaestor* に就き、ヒスパニアへと従軍する。前65年にはアエディリス *aedilis* へ35歳で就任し、38歳になった前62年にはプラエトル *praetor* に選ばれ、1年間の首都での活動を経て、プロプラエトル *pro praetor* としてヒスパニアへと向かった。帰国後に、凱旋式を挙げようとしたが、政敵による妨害にあったためあきらめたものの、選挙に勝利して前59年にコンスル *consul* へ就任する。それと同時に、ポンペイウスとクラッスと共に同盟を組んだ。いわゆる第1回三頭政治である¹⁰⁾。

このように、カエサルは政界での成功を重ねていったのだが、公職へ就任した年齢と順序は、共和政下の慣例と大きく異なるわけではない。当時の政治家たちは、まず20代の頃に軍役を務

めることから政界でのキャリアを始める。そして、だいたい27歳から30歳の頃にクァエストルへ就任し、それからアエディリス、プラエトル、コンスルと昇進していくが、より上位の役職へ就くには、基本的に2年間の空白期間を置かねばならない規則があった。さらに、最短期間で次の公職へ就任できるわけでは決してなかった。そのため、コンスルへ就けるのは、一般的にだいたい43歳前後となる。こうした就任階梯は、前3世紀末から前180年のウィリウス法の制定までの期間にほぼ確定し、それ以後に大きな改訂は行われなかった¹¹⁾。

カエサルがコンスルに就任したのは40歳なので、通例と比べればやや早めに昇進しているのも事実ではある。しかし、E. ベイディアンが指摘したように、共和政末期にはプレプスに比べてパトリキがより短い期間で上級公職に就いている事例を確認できるため、カエサルだけが特別だったわけではない¹²⁾。プラエトル職を未経験のまま前147年のコンスルとなったP. コルネリウス＝スキピオ＝アエミリアヌス P. Cornelius Scipio Aemilianus¹³⁾ や、選挙を経ずして軍団の指揮官となり、20代半ばにして凱旋式を挙行したポンペイウス¹⁴⁾ と比べれば、カエサルがいかにオーソドックスな昇進を果たしたのかは明白であろう。

ただし、カエサル家は、もともとは名門であったユリウス氏に属しつつも、さしたる声望を備えていたわけではなかった¹⁵⁾。にもかかわらず、カエサルがコンスルという最上位の公職に到達したのは、カエサルの資質を物語るのかもしれない。確かに、かつて通説であったように、共和政ローマが少数の上流貴族による寡頭政的な体制だったならば、そうとも認められよう。けれども、特に1980年代以後の研究により、政界には一定の流動性が存在し、新たにコンスルを輩出する家系も少なからず見られる事実が明らかになっている¹⁶⁾。そもそも、カエサルの叔父と目される Sex. ユリウス＝カエサル Sex. Iulius Caesar が前91年にコンスルへと選ばれており、カエサルは自身の家系で最初にコンスルへ到達した人物ではない¹⁷⁾。したがってカエサルは、共和政ローマにて例外的な栄達を果たしたわけではない。

とはいえ、家柄としては抜きんでたわけではなかったカエサルがコンスルに就任したこと自体は、彼の成功を物語る。その際に、自分自身や彼の親族たちが、節目において有力な政治家やその親族と結婚したことは、有意義だったのかもしれない。まず、叔母であるユリアは、カエサルが生まれる前に C. マリウス C. Marius と結婚していた¹⁸⁾。カエサル自身も、すでに決まっていた婚約を解消してまで、マリウス一派のリーダー格とも言える L. コルネリウス＝キンナ L. Cornelius Cinna の娘を娶った¹⁹⁾。その妻が亡くなると、一度の離婚を挟んで、今度は L. コルネリウス＝スラ L. Cornelius Sulla の孫娘と結婚している²⁰⁾。後には、娘をポンペイウスのもとに嫁がせることで、同盟関係を強化している²¹⁾。

だが、ある程度の伝統を持つ家系や、政界で地位を占めている家系に属する者同士が結婚したり、場合によっては離婚や再婚を繰り返すのは、共和政期を通じて決して珍しい出来事ではない²²⁾。また、低い家系の者が、上位に位置する家系や伝統ある出自の家系に属する者と結婚することで、自らの地位を上昇させようとする事例も、ごく当たり前のように生じていた²³⁾。カエサルや彼の親族達の結婚は、政界の一般的な動向に沿ったものにすぎない。以上のように、カエサルは当時の政界のシステムに則って頭角を現していったと言える。

続いて、政界での具体的な活動について見ていこう。カエサルは、他者と異なる注目すべき功績を成し遂げていたのだろうか。東方から帰国した前79年には、スラ派の人物であった

Cn. コルネリウス = ドラベラ Cn. Cornelius Dolabella への弾劾を行っている。結局のところ、弾劾そのものは失敗したものの、弁論そのものは高く評価されたと言われる²⁴⁾。こうした弁論の才能に、彼が後に政界で成功した理由の一端を見て取ることは可能だろう。ただし、ローマの政治家たちは、そのキャリアを弁論活動からスタートさせることが一般的であった²⁵⁾。たとえば、その代表的な人物として、前2世紀前半に活躍した M. ポルキウス = カトー M. Porcius Cato が挙げられる。カトーは無名の家系出身だったが、若い頃に依頼に応じて法廷弁論を行っており、そのため有能な人物として知られていた。そのことを知った、ある有力なローマの政治家の推薦によって、カトーはローマの政界へと足を踏み入れたのである²⁶⁾。カトーと同時代に生きたポリュビオスは、当時の若者たちが、法廷弁論による他者の弾劾で民衆の人気を得ようとしている、とやや批判的に述べているほどである²⁷⁾。なお、弾劾に失敗したカエサルは、ドラベラの意趣返しを恐れてロドスへと退き、修辞学者に師事しようとしているが²⁸⁾、同盟市戦争以後の上流階級の子息にとって、こうした留学も徐々に一般的な経験となりつつあった²⁹⁾。

やがてクァエストルに就任したカエサルは、叔母を亡くした。彼女への弔辞にて、叔母の母方の血筋は古い王族から起り、父方はウェヌス女神の血統に連なると述べたという³⁰⁾。ディクタトルとなったカエサルがウェヌス女神を崇拜し、彼女から若さを授かったと吹聴したという逸話からすれば、この弔辞にカエサルの自負心や晩年の独裁者の地位への予言めいたものを見て取れるのかもしれない³¹⁾。ただし、ウェヌスとのつながりを強調するのは、何もカエサルが初めてではない。カエサルの親族達は、すでに前2世紀末に自らが鑄造した貨幣へウェヌスを刻んでいる³²⁾。そもそも、故人についてのみならず、最も古い先祖から順番にその業績を讃えるのは、ローマの葬儀での通例であった³³⁾。

その後、アエディリスに就任したカエサルは、父親の葬儀に伴って剣闘士の試合を開催して民衆にアピールした。それはかつてないほどの規模であったと伝えられる³⁴⁾。だが、アエディリスの職務となった祝祭の挙行に伴い、その開催者として自らの名前を民衆に知らしめようとする行為は、規模の違いはあれ、それ以前からごく一般的に繰り返されていた³⁵⁾。また剣闘士の試合も、すでに前3世紀頃から葬儀にて行われた事例を確認できる³⁶⁾。カエサルは、両者の歴史的な展開を受け継いだにすぎない。

以上のように、カエサルが政界にて台頭していくなかで実行した事績は、当時の政治家たちのごく一般的な経験とさして変わらなかったのである。

2. カエサルの対外政策

それでは、上級公職者として自ら軍隊を率いる立場となってからはどうであろうか。カエサルの行為は、それまでの伝統を打ち破るものだったのであろうか。

まず、それに関連する事例として、前63年の大神祇官 *pontifex maximus* の選挙での勝利について見ておきたい。まだプラエトルにも就任していなかったカエサルが、年齢においても社会的な地位においても格上な競争手を破り得たのは、借金をしてまで行った派手な賄賂攻勢のおかげであった³⁷⁾。この出来事に、カエサルの天運や資質、または逆に道德性の欠如を指摘することも可能だろう。ただし、こうした行為もカエサルのみに限られたことではない。金額の

多寡は別として、政界での賄賂は前2世紀頃からすでに問題になっており、それを規制しようとする法令が幾度も発布されているのである³⁸⁾。

なお、下級公職にしか就任していないうちに大神祇官へ就いたのも、カエサルが最初ではない。前212年に就任したP.リキニウス＝クラッス＝デイウェス P. Licinius Crassus Dives は、まだアエディリスでありながら、すでにコンスル職を経験した候補者に勝利している³⁹⁾。また前103年に就任したCn.ドミティウス＝アヘノバルプス Cn. Domitius Ahenobarbus は⁴⁰⁾、前104年に護民官だったので⁴¹⁾、前述した公職就任階梯の慣例からすれば、前103年にプラエトルへ就任できた可能性は考えられない。

さて、大神祇官の選挙で多額の借金をこしらえたことは、戦地でのカエサルの行動にも影響を与える結果を伴った。というのは、プロプラエトルとして派遣されたヒスパニアで、その借金を返済できるほど略奪したと言われるからである⁴²⁾。コンスル就任後に向かったガリアでの自身の略奪については、自分で記録を書き残しているが、その詳細を記してはいない⁴³⁾。だが、他の史料から、その規模の凄まじさが窺い知れる。たとえば、ガリア遠征では、100万人の捕虜を得たとされるが⁴⁴⁾、I.シャッツマンはその身代金が5千万デナリウスになると試算している⁴⁵⁾。その捕虜を各兵士に1人ずつ配ったこともあり、戦利品の売上金で建設した広場は、その地所だけで1億セステルティウスであったという⁴⁶⁾。また、ブリタニア遠征は、真珠や奴隷の獲得が目的だったとされる⁴⁷⁾。カエサルは、これら戦地での利殖行為について、政敵による弾劾を受ける結果となってしまったのである⁴⁸⁾。

確かに、カエサルが戦場で稼いだ利益は莫大なものであったことは疑いない。だが、そもそも戦場へ出た指揮官には、戦利品の略奪および自己の裁量に基づく分配が認められていた⁴⁹⁾。ただし、それと同時に、過度の略奪が問題になる場合もあった。たとえばカトーは、前171年にヒスパニアへ派遣されていた公職者を告発して投獄処分にしてしまった⁵⁰⁾。それでも一向におさまらないため、前149年には、派遣先での非道な行為を弾劾する不法取得裁判所が、随時設けられるようになったほどである⁵¹⁾。激しすぎる略奪とそれに対する弾劾は、すでにカエサル以前からローマの軍隊や政界に見られる問題であった。さらに言えば、当時の政治家であれば、政敵からの弾劾を被るのは珍しくなかった。先程挙げたように、カトーは法廷弁論により名を上げたのだが、カトー自身も何度も訴訟の対象となり、死ぬまでに86回も訴えられたと言われている⁵²⁾。

ヒスパニアから帰国したカエサルは、戦勝を祝う凱旋式を挙行しようとしたが、政敵による妨害を受けた結果、凱旋式の挙行を断念している⁵³⁾。これについても、戦場から帰国した公職者が凱旋式の挙行を強く望む一方で、それへの異議が申し立てられるのは、前3世紀末より政界内部でしばしば確認される現象であり⁵⁴⁾、やはりカエサルだけが特別だったわけではない。

とはいえ、カエサルがガリアでの戦争に関して政敵の弾劾を受けたとしても、多大な戦果を挙げたのは事実である。それを可能にしたのは、カエサル自身の軍事的な才覚に加えて、10年間にわたって強大な軍団と共に活動できたこともその大きな要因であろう。さらにいえば、このときカエサルが10年にわたって率いた軍団こそが、ローマ進軍とその後の単独支配の確立を支える基盤となったのは間違いない。それでは、こうした長期間にわたる大軍団の指揮は、カエサルだけに認められた権限なのであろうか。

これに関しても、それまでの事例と比較してみれば、決してカエサルの時に突然現れた現象ではないことが見て取れる。たとえば、公職者による任期の延長は、それ以前から頻繁に行われていた。第2次ポエニ戦争期の勝利後には、長期間の公職延長こそ抑制されたものの、公職延長の制度なくしては、ローマの対外政策は決して成り立たなかった⁵⁵⁾。加えて、前2世紀末から前1世紀にかけては、長期間の公職延長が再び行われるようになる。前49年までにイタリア外部で5年以上の公職延長を行った人物は延べ6人存在し、3年程度の人物ならば、その数はさらに増加する⁵⁶⁾。確かに、カエサルの延長期間は誰よりも長期間にわたるものの、決して類例のない事例とは言い難い。

さらに、カエサルがガリアで率いていた大軍団の編成は、その性質からして、ポンペイウスという先駆者がいる。前67年、ガビニウス法により、ポンペイウスは東地中海で独自に活動する権利と大軍団を3年間にわたって与えられた。その際に、本来はコンスルやプラエトルにしか認められない命令権がレガトゥス *legatus* にも与えられ、彼らはポンペイウスの命令で各軍団を指揮したのである⁵⁷⁾。軍団数ははっきりとは確定していないものの、カエサルと同じくポンペイウスも10個軍団以上を率いている⁵⁸⁾。そもそも、スラが前88年のローマ進軍の際に指揮したのは6個軍団であるとされ⁵⁹⁾、その上ひとりで多軍団を命令下に置く公職者が、スラ以外にも同時代に確認できる事実からも⁶⁰⁾、カエサルだけが決して特別だったわけではないと言えよう。そしてカエサルは、こうした大軍団を統率するにあたって、各軍団をレガトゥスに任せるという手法で戦争を遂行している⁶¹⁾。上記の通り、これもポンペイウスが取った指揮方法であり、ポンペイウスの先例に倣ったと考えられる⁶²⁾。

前49年、ガリア遠征から帰還したカエサルは、そのままローマへと進軍し、東方へと退いたポンペイウスを打ち破ると、ついにローマ政界にて並び立つ者のいない存在となる。ただし、軍隊を伴ってローマへ進軍してディクタトル *dictator* に就任するという行為は、前88・前82年にスラがすでに行っており⁶³⁾、やはりカエサルが初めてではない。

以上の事例からすれば、プラエトル・コンスル就任時のカエサルの対外活動も、構造的に見れば、それ以前や同時代の政治家たちと大きく異なっていたわけではないと認められよう。いわばカエサルは、たとえ最終的に単独支配者の地位についたとしても、あくまでも共和政ローマの政治家として、まずは地位を確立したのである。

おわりに

本稿で明らかにした通り、カエサルが政界で台頭していくなかで為した活動は、あくまでもそれまでの共和政の伝統に沿ったものであった。いわばカエサルは、共和政ローマにおける成功した政治家の典型例とも評しうる人物と言えよう。

とはいえ、前49年末から前44年に殺害されるまでほぼディクタトルに就き続けたカエサルは、明らかに前例のない人物でもある。となれば、ここで看過し得ない重要な問題が浮かび上がる。それは、他の政治家たちとさして変わらぬ活動をしてきたのであれば、なぜカエサルのみが単独支配者の地位へと上り詰めたのか、という問題である。

このことは、ローマによる地中海の支配という問題とも関連する。カエサルは、地中海世界

を支配するためのシステムを、いまだ都市国家の制度を保持していたローマに備えさせるべく改革を行った。それでは、これ以前のローマは帝国という概念を持っていなかったのかと言えば、決してそうとは限らない。欧米諸言語の帝国の語源となった imperium は、もともとは命令権という意味にすぎず、imperium の拡大した範囲がローマ帝国であるとするならば、いわゆる帝国は共和政初期から存在していたと言える⁶⁴。となれば、ローマが都市国家という限界を破り世界帝国へと変質していったのは、カエサルをはじめとするごく限られた政治家たちのヴィジョンや改革のみに依拠するわけではないだろう。すなわち、共和政末期に生じた長期的かつ全体的な変動と、過去の政治家とは一線を画すカエサルやその同時代人たちによる政治・軍事活動の影響とを、共に意識しつつ考察を進めねば、共和政から元首政へと至る流れの本質を捉えられないと考えられよう。以上に関しては今後の課題であり、稿を改めて論じていきたい。

注

- 1) 本稿の考察にて取り上げた、カエサルの生涯とその事績に関しては、*Cambridge Ancient History*, 2nd ed., vol. 9, 1994 の諸項目と、以下の文献の記述を特に参照とした。M. Gelzer, *Caesar: der Politiker und Staatsmann*, 6. Aufl., Wiesbaden, 1960(以下、Gelzer, *Caesar* と略す); Groebe und Klotz, “Iulius”, Nr. 131, *RE*, X1, 1918, Sp. 186-275; 長谷川博隆『カエサル』(講談社学術文庫), 講談社, 1994年(原著は1967年。以下、本書を長谷川『カエサル』と略す)。
- 2) たとえばヨーロッパの君主たちや、シェイクスピアのような劇作家などは言うに及ばず、それ以外にも数多く名前を挙げることが出来る。K. Christ, *Caesar: Annäherungen an einen Diktator*, München, 1994, S. 115-33; H. Kloft und J. Köhler, “Cäsarismus”, *Neue Pauly*, Bd. 13, 1999, Sp. 623-29; W. Will, “Caesar”, *Neue Pauly*, Bd. 2, 1997, Sp. 922f.
- 3) 戦後のカエサル研究については、以下の文献を参照のこと。Christ, a.a.O., S. 283-315; J. Kroymann, “Caesar und das Corpus Caesarianum in der neueren Forschung: Gesamtbibliographie 1945-1970”, *ANRW*, I.3, 1973, S. 457-87.
- 4) M. Gelzer, “Caesar”, in H. Berve, Hrsg., *Das Neue Bild der Antike*, Bd. II, Leipzig, 1942, S. 189-92; R. Syme, *The Roman Revolution*, Oxford, 1939, p. 54.
- 5) H. Strasburger, “Caesar im Urteil seiner Zeitgenossen”, *HZ*, 175, 1953(以下、Strasburger, “Zeitgenossen” と略す), S. 225-64; ebd., *Caesars Eintritt in die Geschichte*, Darmstadt, 1966(初出は1938年, 以下、Strasburger, *Eintritt* と略す)。
- 6) M. Gelzer, “War Caesar ein Staatsmann?”, *HZ*, 178, 1954(以下、Gelzer, “Staatsmann” と略す), S. 449-70.
- 7) 以後の動向の簡単な概略は、長谷川『カエサル』, 308-12頁を参照のこと。なお、ゲルツァーとシュトラスブルガーの両氏のもとで学んだ経験のある長谷川氏は、カエサルをめぐる議論について意見を窺ったところ、特に回答は得られなかったという(同上, 285頁)。
- 8) 共和政末期以前の政界に関しては、安井萌『共和政ローマの寡頭政治体制——ノビリタス支配の研究——』, ミネルヴァ書房, 2005年(以下、安井『ノビリタス』と略す), 第4章, 拙著『「帝国」としての中期共和政ローマ』, 晃洋書房, 2006年, 第5章などを参照のこと。
- 9) なお、過去との比較を行った研究も存在するが、カエサルによる政界での諸々の具体的な活動を検討したわけではない。特定の個別事例を取り上げた研究としては、カエサルの寛恕の特質をそれ以前の概念との比較や同時代人からの視線から浮かび上がらせようとした、長谷川博隆「カエサルの寛恕」同『古代ローマの政治と社会』名古屋大学出版会, 2001年(初出は1991年), 595-642頁や、共和政末期の海を越えた遠征の延長線上に、カエサルの対外戦争を位置づけた、R. Schulz, “Caesar and the Sea”, *HZ*, 271, S. 281-309などが挙げられる。

- 10) カエサルの経歴については、長谷川『カエサル』、319-24頁の年表を参照した。
- 11) 公職就任をめぐる規則については、以下の文献を参照のこと。安井『ノビリタス』98-108頁；A. E. Astin, “The Lex Annalis before Sulla (1)”, *Latomus*, 16, 1957, pp. 588-613; id., “The Lex Annalis before Sulla (2)”, *Latomus*, 17, 1958, pp. 49-64; W. Kunkel und R. Wittmann, *Die Magistratur*, München, 1995, S. 43-51.
- 12) E. Badian, “Caesar’s Cursus and the Intervals between Offices”, *JRS*, 49, 1959, pp. 81-89.
- 13) App., *Lib.*, 112; Val.Max., viii.15.4.
- 14) *De Vir.Ill.*, 73.3; Liv., *Per.*, lxxxix; Plut., *Pomp.*, 14; Val.Max., viii.15.8; Vel.Pat., ii.40.4; cf. *Inscr.Ital.*, XII, p. 564; Strasburger, “Zeitgenossen”, S. 232f.
- 15) Gelzer, *Caesar*, S. 12; S. Weinstock, *Divus Julius*, Oxford, 1971, p. 5.
- 16) 研究成果に関しては、安井『ノビリタス』、168-93頁にて、先行研究を踏まえつつ詳細かつ明確にまとめられている。
- 17) Gelzer, *Caesar*, S. 17.
- 18) Plut., *Mar.*, 6.3.
- 19) Suet., *Iul.*, 1.1. なお、この結婚も、カエサルが就任を指名されたユピテル祭司としての規則に従ったものであるとの見解がある。Cf. B. Liou-Gille, “César, Flamen Dialis Destinatus”, *REA*, 101, 1999, pp. 442-46.
- 20) Plut., *Caes.*, 5.7; Suet., *Iul.*, 6.2.
- 21) App., *B.C.*, ii.14; Dio, xxxviii.9.1; Plut., *Caes.*, 14.7; *Pomp.*, 47.10; Suet., *Iul.*, 21; cf. Cic., *Att.*, ii.17.1.
- 22) S. Treggiari, *Roman Marriage: Iusti Coniuges from the Time of Cicero to the Time of Ulpian*, Oxford, 1991, esp. pp. 89-94, 435-82 and 501f. 南川高志「ローマ帝政時代の家族と結婚」前川和也編著『家族・世帯・家門——工業化以前の世界から——』、ミネルヴァ書房、1993年、174-200頁(本稿と特に関連するのは175・185頁)も参照のこと。
- 23) T. P. Wiseman, *New Men in the Roman Senate, 139 B.C.-A.D. 14*, Oxford, 1971, pp. 53-64.
- 24) Plut., *Caes.*, 4.1; Val.Max., viii.9.3; cf. Ascon., 26C, 74C; Suet., *Iul.*, 4.1; Tac., *Dial.*, 34; Vel.Pat., ii.43.3.
- 25) K.-J. Hölkeskamp, “Oratoris maxima Scaena: Reden vor dem Volk in der politischen Kultur der Republik”, in M. Jehne, Hg., *Demokratie in Rom? Die Rolle des Volkes in der Politik der römischen Republik*, Stuttgart, 1995, S. 11-49. さらに言えば、シュトラスブルガーが指摘するように(Strasburger, *Eintritt*, S. 91f.)、これによってカエサルは一時的に政界から姿を消す結果となってしまっている。
- 26) Plut., *Cat.Mai.*, 1-3.
- 27) Pol., xxxi.29.8-12.
- 28) Suet., *Iul.*, 4.
- 29) E. Rawson, *Intellectual Life in the Late Roman Republic*, Baltimore, 1985, pp. 9-11.
- 30) Suet., *Iul.*, 6; cf. Dio, xliii.22.2.
- 31) Dio, xliii.43.3; cf. Gelzer, *Caesar*, S. 28; E. Meyer, *Caesars Monarchie und das Principat Pompejus: innere Geschichte Roms von 66 bis 44 v. Chr.*, 3. auf., Berlin, 1922, S. 335f.
- 32) Weinstock, *op.cit.*, p. 17; cf. M. H. Crawford, *Roman Republican Coinage*, vol. 1, Cambridge, 1974, p. 258 (pl. XXXVII.23) and 325 (pl. XLII.10) .
- 33) Pol., vi.54.1.
- 34) Dio, xxxvii.8.2; Plut., *Caes.*, 5.8; Suet., *Iul.*, 9.2, 10; cf. Plin., *N.H.*, xxxiii.53; Sall., *Cat.*, 49.3.
- 35) I. Shatzman, *Senatorial Wealth and Roman Politics*, Bruxelles, 1975, pp. 159-66; W. Kunkel und R. Wittmann, *Die Magistratur*, München, 1995, S. 504-9. なお、E. グルーエンは、祝祭を挙行したアエディリスが、後に政界で地位を上昇させていったとは言えず、むしろギリシア的な様式に基づいてローマ人が挙行することで、ローマ人の優位性を示すという役割の方が重要であった、と述べている(E. S. Gruen,

- Culture and National Identity in Republican Rome*, New York, 1992, pp. 183-222)。この主張の是非はともかく、アエディリスが祝祭の挙行に携わっていた事実そのものは変わらない。
- 36) 個々の事例に関しては、Stein, “Gladiatores”, *RE*, VIII, 1914, Sp. 761-64 を参照のこと。
- 37) Plut., *Caes.*, 7.1-3; Suet., *Iul.*, 13; cf. Sall., *Cat.*, 49.2.
- 38) E. Baltrusch, *Regimen morum: die Reglementierung des Privatlebens der Senatoren und Ritter in der römischen Republik und frühen Kaiserzeit*, München, 1988, S. 5-131; A. Lintott, “Electoral Bribery in the Roman Republic”, *JRS*, 80, 1990, pp. 1-16; F. Millar, “The Political Character of the Classical Roman Republic, 200-151 B.C.”, *JRS*, 74, 1984, p. 11.
- 39) Liv., xxv.2.2-4. なお G. ゼッキニーは、神祇官職と法律分野の関連性を指摘し、クラッススが神祇官職の法律に詳しいこと (Liv., xxx.1.5-6) を、彼の当選の原因と見なしている。G. Zecchini, *Cesare e il mos maiorum*, Stuttgart, 2001, p. 38f.
- 40) Liv., *Per.*, xvii; cf. Cic., *Deiot.*, 31; Val.Max., vi.5.5.
- 41) 護民官時代の具体的な活動と史料については、T. R. S. Broughton, *The Magistrates of the Roman Republic*, vol. 1, New York, 1951, p. 559 を参照のこと。
- 42) Suet., *Iul.*, 54; cf. App., *B.C.*, ii.8; Dio, xlv.41.1. なおプルタルコスは、カエサルが戦争を正しく行い、平和の確立にも尽力したと記しているものの (Plut., *Caes.*, 12), シャツマンが述べるように、カエサルも財をなしたというプルタルコス自身の記述を読む限り、金銭の取得も目的の一つであったと想定すべきであろう。Cf. Shatzman, *op.cit.*, p. 348.
- 43) *Caes.*, *B.G.*, vi.3.2, vii.11.9.
- 44) App., *Celt.*, 2; Plut., *Caes.*, 15.3.
- 45) Shatzman, *loc.cit.*
- 46) Suet., *Iul.*, 26.
- 47) Cic., *Att.*, iv.17.6; Suet., *Iul.*, 47.1.
- 48) Suet., *Iul.*, 23-24; cf. Gelzer, “Staatsmann”, S. 287f.; Strasburger, “Zeitgenossen”, S. 238-43.
- 49) I. Shatzman, “The Roman General’s Authority over Booty”, *Historia*, 21, 1972, pp. 177-205; cf. W. V. Harris, *War and Imperialism in Republican Rome 327-70 B.C.*, Oxford, 1979, pp. 58-60 and 74-77.
- 50) Liv., xliii.2.1-11.
- 51) 不法取得返還請求の常設裁判所に関しては、スタンダードな研究として、E. S. Gruen, *Roman Politics and the Criminal Courts, 149-78 B.C.*, Massachusetts, 1968 が挙げられる。研究状況については、萩原英二「ローマ共和政期の不当取得返還請求裁判について——告発意図および「審判人」の諸相——」『西洋史学』第 150 号, 1988 年, 33-47 頁も参照のこと。
- 52) *De Vir.Ill.*, 44.7; Liv., xxxix.40.8; Plin., *N.H.*, vii.100; Plut., *Cat.Mai.*, 15; Val.Max., iii.7.7.
- 53) App., *B.C.*, ii.8; Dio, xxxvii.54.2; Plut., *Caes.*, 13; Suet., *Iul.*, 18.
- 54) Cf. E. S. Gruen, “The Fall of Scipios”, in I. Malkin and Z. W. Rubinsohn, eds., *Leaders and Masses in the Roman World*, Leiden, 1995, pp. 60-66. 前掲拙著, 第 5-7 章も参照のこと。
- 55) 前掲拙著, 第 1・2 章。
- 56) 具体的には以下の人物である。M. ミヌキウス = ルフス M. Minucius Rufus (マケドニア, 前 110 年～前 106 年), C. センティウス C. Sentius (マケドニア, 前 93 年～前 88 年), Q. カエキリウス = メテルス = ピウス Q. Caecilius Metellus Pius (ヒスパニア, 前 79 年～前 72 年), ポンペイウス (ヒスパニア, 前 77 年～前 72 年・前 54 年～前 49 年 (計 2 回)), L. リキニウス = ルクルス L. Licinius Lucullus (ギリキア, 前 74 年～前 67 年)。各人物の史料については、W. F. Jashemski, *The Origins and History of the Proconsular and the Proprætorian Imperium to 27 B.C.*, Chicago, 1950, p. 126f., 129f. and 148 を参照のこと。また、3 年程度の公職延長を行った人物は、前掲拙著, 45 頁を参照のこと。

- 57) App., *Mith.*, 94-95; cf. Dio, xxxvi.23.1-37.2; Flor., i.41.7-11. 前掲拙著, 36 頁も参照せよ。
- 58) P. A. Brunt, *Italian Manpower, 225 B.C.-A.D. 14*, Oxford, 1971, table XIV (p. 449), pp. 457-60 and 466-68.
- 59) App., *B.C.*, i.57; Plut., *Mar.*, 35; *Sull.*, 9.
- 60) Brunt, *op.cit.*, pp. 434-45.
- 61) L. Keppie, *The Making of the Roman Army: from Republic to Empire*, New York, 1984, p. 99f. レガトゥスの具体的な人名や史料については, B. Schlessner, *Die Legaten der römischen Republik: Decem legati und ständige Hilfsesandt*, München, 1978, S. 235-39 (Nr. 172, 178, 180-81, 183, 202-3, 205-8, 210, 238-41) を参照のこと。
- 62) 国外の同盟者から補助軍を私的な権威に基づき集める手法も, ポンペイウスが大々的に行ったものであることは, 吉村忠典「属州クリエンテーラと補助軍」『古代ローマ帝国の研究』, 岩波書店, 2003 年, 79-123 頁(初出は 1962・63 年)に詳しい。また, カエサルが, ポンペイウスと同じく財力と存在感で選挙に影響力を及ぼしていた実態については, 安井萌「ポンペイウス, カエサルと政務官選挙——両有力者による権力掌握過程の一断面——」平田隆一・松本宣郎編『支配における正義と不正』, 南窓社, 1994 年, 127-48 頁を参照のこと。
- 63) 前 88 年: App., *B.C.*, i.57-63; Plut., *Mar.*, 34-35; *Sul.*, 7-10. 前 82 年: App., *B.C.*, i.87-97; Plut., *Sul.*, 28-33. 砂田徹「前 88 年のスラのローマ進軍について」『歴史学研究』, 第 559 号, 1986 年, 16-25 頁も参照のこと。
- 64) 前掲拙著, 序論。